

神戸市 農業委員会だより

令和4年度(冬号)

発行：神戸市農業委員会事務局
電話 078-984-0387
FAX 078-984-0388



神戸市農業委員会
会長 前中 悠一

明けましておめでとうございます。

皆さまにおかれましては、健やかに新春をお迎えのこととお慶び申し上げます。

また、日ごろから農業委員会活動にご理解とご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

昨年は長引く新型コロナ禍の中、徐々に感染対策と経済活動の両立が図られてきましたが、経済活動にはまだ不確かさが残る一方、緊迫する国際情勢を背景に資源の高騰が顕著になった年でした。

農業を取り巻く環境に目を向けても、それらの外部的要因が大きく影響し、農産物の需要の不安定さや肥料をはじめとする資材高にも見舞われ、厳しさが一層増している状況にあります。

このような中で、農業の成長産業化に向け、地域の農業の将来のあり方や農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標を定めた「地域計画」の策定をはじめとする新たな施策が盛り込まれた、農地関連法の改正法が昨年5月に成立しました。

「地域計画」は、地域の話し合いを経て令和6年度末までに集落ごとに策定することとされており、今年がスタートの年となります。農業委員会としても地域の皆さま方と計画の策定主体である神戸市、あるいは関係機関などと協力し、スムーズに計画が策定されるよう、しっかりと役割を果たし、地域農業振興の一端を担うべく引き続き取り組んでまいります。

また、昨年新たな試みとして皆さまの声・思いを動画にまとめ市長に意見として提出しましたが、引き続き、皆さまの声を地域の農業委員、農地利用最適化推進委員がお聞きし、行政機関との橋渡し役を担っていきたいと考えておりますので、今後ともより一層のご支援、ご協力をいただきますようお願い申し上げます。

新しい年が皆さまにとりまして幸多き年でありますようご祈念申し上げます。

叙勲受章おめでとうございます！

井上重信さんが令和4年秋の叙勲を受章されました。

井上さんは、平成15年9月から6期18年にわたり農業委員を務められ、平成24年9月からは3期9年にわたって神戸市農業委員会会長を務められました。

この間、農地の保全や集積をはじめ、新規就農者の育成などに尽力され、その顕著な功績により、令和4年11月3日付けで旭日単光章を受章されました。

今後ますますのご活躍をお祈りいたします。



井上さんご夫妻

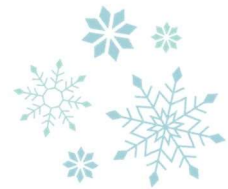
松尾委員が 令和4年度 兵庫県自治賞を受賞されました！

自治の精神に基づき、明るく住みよい地域社会づくりに貢献している個人に贈られる「兵庫県自治賞」令和4年度受賞者として当委員会の松尾 秀輝 委員が選ばれ、11月21日(月)、兵庫県民会館で行われた授賞式に出席されました。

松尾委員は平成27年9月より、3期7年にわたり、農業委員の職務の遂行に尽力されており、地域農業の発展に寄与されています。



第 50 回～52 回 月例総会 結果報告



【現地調査を実施】

会議に上程する案件を審議するため、農業委員と事務局職員で 10 月 17 日、11 月 16 日、12 月 15 日に現地調査を行い、今後周辺農地に与える影響について話し合いました。



【審議・決定結果概要】

月例総会の結果は以下のとおりです。

総会開催日：【50 回】10/28（金）

【51 回】11/29（火）

【52 回】12/23（金）

		件数		
		50 回	51 回	52 回
農地の権利移動（法 3 条）	所有権移転	1	4	5
農地の権利移動（相続等、許可不要）（法 3 条の 3）		1	6	7
権利移動を伴わない転用（法 4 条）	市街化区域	3	3	3
	調整区域	2	1	4
権利移動を伴う転用（法 5 条）	市街化区域	2	5	5
	調整区域	3	6	3
賃借権の解約（法 18 条）		2	4	9
利用権の設定		57	47	109



新規就農者のご紹介

10 月から 12 月で新たに新規就農された方は次のとおりです。地元農家の皆様、どうぞよろしくお願いたします。

新規就農者	年齢	就農地
遠藤 修作 （北区鹿の子台）	40 代	八多町屏風
千葉 涼 （西区竜が岡）	30 代	神出町宝勢 岩岡町岩岡
鈴木 可寿之 （北区西大池）	60 代	八多町吉尾
上村 正和 （西区春日台）	40 代	平野町常本
松尾 寛信 （明石市沢野）	40 代	岩岡町岩岡

新規就農者	年齢	就農地
山本 英之 （明石市魚住町）	60 代	岩岡町岩岡
山野 雅之 （明石市大久保）	50 代	岩岡町岩岡
岡本 友規 （垂水区五色山）	30 代	岩岡町岩岡
松林 直英 （垂水区小束山）	60 代	神出町宝勢
山木 彰 （北区山田町原野）	60 代	山田町原野

農地パトロールを実施しました

農業委員会では、毎年、農地法に基づき、「農地の利用状況調査」を実施しています。

今年度も 12 月に農業委員会が地域を巡回して農地の利用状況を調査しました。

現地調査では、今年度導入を行った農地状況把握アプリ「ACTABA（アクタバ）」を活用し、タブレット端末に遊休農地の判定結果や写真を直接入力する等により、効率的なパトロールに努めました。

調査後は、遊休農地に対して農地への復元を促すなど解消を図っていく予定です。



農地管理ができず、売りたい・貸したい場合は

農地の売り先や借り手を探しているがなかなか見つからないという方は、次のような方法を利用して探すことも可能です。

農地バンク（神戸・里山暮らしのすすめ）

WEB へ農地の情報を掲載できます。

(078) 984-0387

（窓口：神戸市農業委員会）

<https://kobe-satoyama.jp/>



農地中間管理機構（ひょうご農林機構）

農地の売買・貸借の相談ができます。

(078) 742-8325

（窓口：神戸農地管理事務所）

<https://www.forest-hyogo.jp/work/01farm-1/>



【各種申請受付締切について】

申請関係の受付締め切りは次のとおりです。各種申請書につきましては、神戸市農業委員会のホームページからもダウンロードできます。

	申請受付締切日
農地法 3 条申請	毎月末
納税猶予関係	
農地法 4・5 条申請	毎月 10 日
その他（非農地証明など）	
月例総会に上程されない届出・証明は随時受付	

（上記締切日が休日の場合はその前日まで）



【神戸市農業委員会の今後の活動（予定）】

- 第 53 回 月例総会 1 月 31 日（火） 午後 2 時から （三宮ビル東館）
- 第 7 回 定期総会 2 月 8 日（水） 午後 2 時から （産業振興センター）
- 第 54 回 月例総会 2 月 28 日（火） 午後 2 時から （三宮ビル東館）
- 第 55 回 月例総会 3 月 29 日（水） 午後 2 時から （三宮ビル東館）



会議の日時・場所等は都合により変更される場合があります。

多彩な農産物の生産が行われ、多様な農村地域がある神戸市の農業委員の地元を紹介しています。今回は自然環境に恵まれた緑豊かな神戸市西区伊川谷町で、がんばっている農家さんをご紹介します。

◆伊川谷町は西区の南部に位置し、明石川水系の伊川沿いに広がる、東西約 10km にわたる大きなまちです。近郊農業が盛んで、キクナやホウレンソウなどの軟弱野菜やストック、トルコギキョウ、花壇苗といった花などの栽培が行われている一方、南部では区画整理事業などにより宅地化が進み、この 30 年で人口が急増している地域です。

がんばる農業者 そん 孫 いりょう 伊亮 さん

そん いりょう 孫 伊亮さんは令和 3 年 2 月より新規就農者として神戸市西区伊川谷町小寺で農業を本格的に始めました。

農業をめざした動機・きっかけ、良かったこと・苦労したこと、これからの思い等をお聞きいたしました。

◆農作物を作るのが好きで、最初は夫と貸し農園でサツマイモやおくら、ネギを作っていました。夫の菜園を手伝い、農業の楽しさ・やりがいを感じていく中、農業は自分に向いているなと感じ、いつか自分の農園を持ちたいと思うようになったのがきっかけです。

◆良かったことは、やりたい事を試せること。野菜やいちじくを美味しいと言って貰えると嬉しいです。

◆就農地の圃場が、20 年間耕作されておらず、荒れ果てていて復旧が大変でした。研修場の圃場とは土も水はけも違うので、管理に慣れるまで苦労しました。

◆頑張ったことは、中古のビニールハウスを 2 棟建設したこと。自分でトラックを用意して、手伝いなしで、ビニール、金具等を自分で運びました。バックホウを使って、ハウス周りの明渠も自分で掘り直し、排水対策も行いました。

◆これからも、放棄地の再生に力を注ぎ、堆肥で土づくりを続け、安全で安心できる美味しい野菜作りを目指していきたいです。

農業は技術だけでなく、体も大切ですので、作業姿勢も注意して、長く農業を続けられるように頑張っていきます。



終身年金で
安心!

農知 つて得する 業者年金

農業者の方は、国民年金の上乗せの
公的な年金「**農業者年金**」に加入して
安心で豊かな老後を!



ポイント

1

農業者なら誰でも入れる「**終身年金**」です!

ポイント

2

一定の要件を満たす方には、
月額最大**1万円**の保険料の国庫補助

ポイント

3

保険料は**全額社会保険料控除の対象**
など、生涯を通じて大きな節税効果!

詳しくは…

検索

<https://www.nounen.go.jp>



ポイント

1の説明

農業者なら誰でも入れる「終身年金」です！

●年間60日以上農業に従事している、国民年金の第1号被保険者(保険料免除者を除く。)である20歳以上60歳未満の方又は60歳以上65歳未満の国民年金の任意加入者が加入できます。

- 高齢農家世帯の家計費は、月額約22万円というデータがあります。
国民年金の支給額は、最大で一人あたり月約6万5千円。これを夫婦でもらっても毎月約10万円の赤字ですので、国民年金の上乗せ年金として農業者年金に加入しましょう。
- 農業者年金は、積立方式・確定拠出型で少子高齢時代に強い。
- 農業者年金は、経営状況や老後の生活設計に応じて、保険料を加入後いつでも月2万円(35歳未満で政策支援加入の対象とならない方は1万円)～6万7千円の範囲で、千円単位で変更でき、年払いもできます。また、途中で脱退・再加入もできます。なお、脱退した場合、払った保険料は年金を受給するまで運用し続け、加入期間に関わらず、年金として受給できます。(脱退一時金はありません。)

試算表 農業者年金に加入すれば～ 農業者年金の受給額の試算

加入年齢	納付期間	保険料額	保険料納付総額	年金額(年額)		想定される受給総額	
				男性	女性	男性	女性
20歳	40年	1万円	780万円	58万円	49万円	1,243万円	1,315万円
		2万円	960万円	76万円	64万円	1,635万円	1,730万円
30歳	30年	1万円	660万円	45万円	38万円	968万円	1,024万円
		2万円	720万円	50万円	43万円	1,085万円	1,148万円
40歳	20年	2万円	480万円	30万円	25万円	642万円	680万円
50歳	10年	2万円	240万円	13万円	11万円	286万円	303万円

※上のケースは、通常加入で加入し、65歳までの運用利回りが2.5%、65歳以降の予定利率が0.30%となった場合の試算です。受給総額は65歳の時点で想定される平均余命を考慮し、男性86.5歳、女性92歳まで生存した場合の金額です。

※運用利回りは、加入後の経済変動により上下します。制度発足以降の19年間(令和2年度まで)の運用利回りの平均は、年率2.97%です。

※予定利率は毎年度、農林水産省告示により定められ、令和4年度は0.30%となっています。

※各金額は単位未満を四捨五入により表示しています。

※保険料額1万円のケースについては、35歳未満は保険料月額1万円で加入し、35歳以降は月額2万円で加入した場合です。

死亡一時金もあり安心

80歳前に死亡した場合には、80歳までに受け取る農業者老齢年金の現在価値相当額を一時金として遺族が受け取れます。※加入期間等により保険料の払込額を下回る場合があります。

ポイント

2の説明

一定の要件を満たす方には、 保険料の国庫補助があります。

認定農業者又は認定就農者で青色申告の方や、その方と家族経営協定を結んだ配偶者・後継者の方など、一定の要件を満たす方には、保険料の国庫補助(月額2万円の保険料のうち最高1万円、通算で最大216万円)があります。

この国庫補助は、経営継承など一定の要件を満たせば、将来特例付加年金として受給できます。また、経営継承の時期についての年齢制限はなく、事情に応じて受給の時期を決められます。

ポイント

3の説明

生涯を通じて税制面で大きな優遇措置があります。

- 支払った保険料は、同一生計の家族の分も含めて全額が社会保険料控除の対象となり、所得税・個人住民税・復興特別所得税が節税になります。(支払った保険料の15%～30%程度が節税)。
- 保険料の運用益が非課税
- 将来受け取る農業者年金には公的年金等控除が適用されます。
- 死亡一時金は非課税です。

事務経費は国が負担しているため、払った保険料の全額が運用されます。

農業者年金の内容やご相談については、
最寄りの農業委員会かJAまたは農業者年金基金に
お問い合わせください。

独立行政法人 農業者年金基金

●専門相談員

●企画調整室

TEL: 03-3502-3199

TEL: 03-3502-3942